



第1章

計画の目的と位置づけ



1. 計画策定の背景

本市の住宅政策の基本的な方針を示す焼津市住宅マスタープラン（住生活基本計画）は、平成 32 年度を目標年次として平成 24 年 3 月に策定され、本市の住宅施策はこの計画に基づいて実施されてきました。

住宅政策を取り巻く本市の状況については、少子高齢化により平成 22 年から減少に転じている人口や、平成 23 年以降、回復傾向が見られながらも続く転出傾向が挙げられます。また、これらの現状を背景として、空き家の増加が顕在化し始め、今後、さらに増えていくことが懸念されています。

一方、平成 28 年 3 月に住生活基本計画（全国計画）が策定され、これを受けて県は静岡県住生活基本計画を平成 29 年 3 月に策定し、新たな住宅政策が展開されています。

このような、住宅政策に関する情勢の変化に対応していくため、本市の独自性や地域性を踏まえ、現行計画を見直し、新たに焼津市住生活基本計画を策定します。

2. 計画の目的

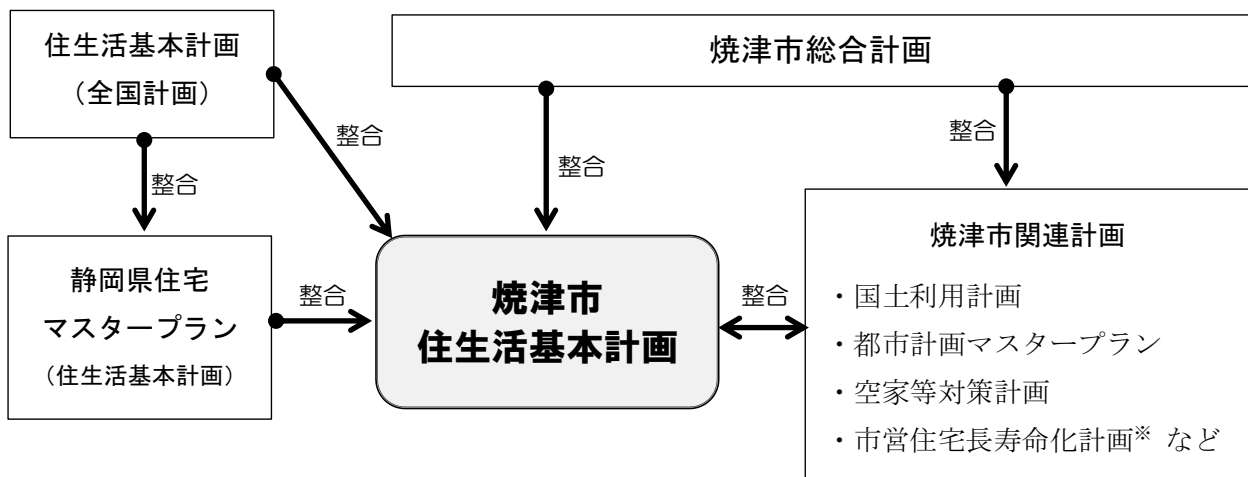
焼津市住生活基本計画は、住生活基本法により、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、経済の健全な発展のために寄与すること」を目的として策定します。計画のなかで住宅政策の基本理念・基本目標と住宅施策展開の方向を定めることにより、市民の豊かな住生活の実現に向け、総合的かつ効率的に住宅施策を展開するための基本的指針とします。



3. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

- 国や県の住生活基本計画と整合を取りつつ、地域特性を踏まえて定めた本市の住宅政策の基本となる計画です。
- 焼津市総合計画の住宅関連分野の基本的な方針を示しつつ、より体系的・具体的に示すことにより、市民や事業者等の理解を深める役割を果たします。
- 焼津市国土利用計画や焼津市都市計画マスタープランなどの関連計画と整合を取りつつ、効果的な施策展開を図る、総合的な住宅・住環境づくりの指針となる計画です。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度～平成39年度までの10年間とします。なお、今後の社会情勢の変化やそれに伴う上位計画の見直し等を踏まえ、5年後に見直すこととします。

